

議案第48号

西脇市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年9月4日

西脇市長 片山 象三

(理由)

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市印鑑条例の一部を改正する条例

西脇市印鑑条例（平成17年西脇市条例第 110号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、<u>登録証の提示により、本人又は本人の授権による代理人の申請とみなす。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、登録者は、次に掲げる方法のいずれかにより印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、<u>登録証の添付を要しない。</u></p> <p>(1) <u>個人番号カード用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第 153号。以下「公的個人認証法」という。）第22条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用して、専用の端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。）に暗証番号（公的個人認証法第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。以下同じ。）を自ら入力する方法</u></p> <p>(2) <u>利用者証明用電子証明書（個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は公的個人認証法第35条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。以下同じ。）を利用して、多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号を自ら入力し、又はこれに代わる認証を行う方法</u></p> <p>(削る)</p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第14条 (略)</p>	<p>(印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第13条 登録者は、印鑑登録証明書の交付を申請する場合は、登録証又は個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を添えて、市長に申請しなければならない。この場合において、<u>登録証を添えて申請するときは、その提示により、本人又は本人の授権による代理人の申請とみなすものとし、個人番号カードを添えて申請するときは、本人に限るものとする。</u></p> <p>2 前項の場合において、<u>個人番号カードを添えて申請するときは、専用の端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された専用の端末機をいう。）に暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第 120号）第42条第 2 項の規定により設定された暗証番号をいう。以下同じ。）を入力しなければならない。</u></p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請)</p> <p>第14条 前条の規定にかかわらず、登録者は、<u>多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、登録者自らが必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書等を自動で交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により印鑑登録証明書の交付を受けようとする場合は、個人番号カードを用いて、かつ、多機能端末機に暗証番号を自ら入力することにより、市長に申請することができる。</u></p> <p>(印鑑登録証明の拒否)</p> <p>第15条 (略)</p>

<p>(1) <u>前条第1項の場合において、登録証の提示がないとき。</u></p> <p>(2) <u>前条第2項の場合において、暗証番号の入力若しくはこれに代わる認証が正しく行われなかったとき又は利用者証明用電子証明書の効力が失われているとき。</u></p> <p>(3) <u>その他市長が不適当と認めたとき。</u></p> <p>第15条～第20条 (略)</p>	<p>(1) <u>登録証又は個人番号カードの提示がないとき。</u> (新設)</p> <p>(2) <u>その他市長が不適当と認めたとき。</u></p> <p>第16条～第21条 (略)</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。